

部会ニュース「7-58」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 26 年度介護報酬改定、審議報告案を概ね了承 社保審分科会
 2. 介護保険制度の見直しに関する意見案、見直しの方向性「概ね賛同」
 3. 令和 8 年度予算編成に向け大臣折衝
 4. 26 年度臨時介護報酬改定、改定率は+2.03% 上野厚労相会見
-

1. 26 年度介護報酬改定、審議報告案を概ね了承 社保審分科会

- ・厚生労働省は 19 日に開催された、社会保障審議会・介護給付費分科会に「介護職員等の処遇改善」「基準費用額」で構成された「2026 年度介護報酬改定に関する審議報告」(案)を提示した。同部会では処遇改善に向けた方向性について概ね賛意が示され、報告書案は分科会長一任で了承された。
- ・政府は、介護職員などの処遇改善について、「強い経済を実現する総合経済対策」において、他産業との差や人材不足の厳しさを踏まえ、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、26 年度介護報酬改定で必要な対応を行う方針を示している。これを受け、報告案では介護職員等の処遇改善について、「介護職員等処遇改善加算の拡充により、介護分野における処遇改善を行うことが適当」と明記した。また施行時期については、「26 年 6 月施行が適当」とした。
- ・加算の対象については、「引き続き介護職員の処遇改善が重要であることに留意しつつ、介護職員以外の介護従事者を新たに対象とすることが適当」と記載された。さらに、介護職員が配置されていないサービスとして、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援を新たに対象とすることを示した。
- ・なお、27 年度介護報酬改定では、26 年度介護報酬改定で講ずる措置の状況を把握した上で、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性や事業所・施設の事務負担軽減の必要性の観点から、処遇改善の考え方の整理を行うべきとした。
- ・基準費用額では、食材料費は上昇を続けており、25 年度介護事業経営概況調査の 24 年度決算の結果においても、介護保険施設における食費の平均費用額が、現行の基準費用額を

上回ったと説明。物価高騰が事業所に様々な影響を及ぼしているとして、報告案には「利用者負担への影響も勘案しつつ、在宅で生活する人との公平性の観点から必要な対応を行うことが適当」と明記した。

- ・志田信也委員（認知症の人と家族の会副代表理事）は報告書案の冒頭に記載された「他職種と遜色のない待遇改善」について、「『遜色のない』ではなく、他の職種と同等、そしてそれ以上の待遇改善が今後も続くことを期待している」と述べた。また、基準費用額については、「食材料費が値上がりの中、食費の基準費用額の引き上げは当然」としつつ、食費の値上げにより必要なサービスを中止してしまう人、居住系サービスや施設サービスを断念する人が出ることに懸念を表し、低所得者だけではなく一定以上の所得がない要介護認定者に対しても配慮措置を検討するよう求めた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第251回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料
令和7年12月19日（金）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67582.html

2. 介護保険制度の見直しに関する意見案、見直しの方向性「概ね賛同」

- ・厚生労働省は、22日に開催された社会保障審議会・介護保険部会に「介護保険制度の見直しに関する意見」（案）を提出した。個別の論点について反対意見が出たが、見直しの方向性については大半が賛同の意を示した。
- ・大石賢吾委員（長崎県知事）は「将来世代に渡って介護サービスが維持されるよう能力に応じた負担の見直しは不可欠。引き続き様々な方からの意見を受けつつ丁寧な議論を進めてほしい」と言及した。
- ・山際淳委員（民間介護事業推進委員会代表委員）は「人材確保のためのプラットフォーム構築」について前進がみられた点を評価した。一方で、介護職などの地位向上のためには、継続的な待遇改善策が必要だと訴えた。
- ・今回提出された報告書案の「給付と負担」では、検討の方向性が「検討中」と位置付けられ、現時点では明記されていない。
- ・平山春樹委員（日本労働組合総連合会生活福祉局局長）は「検討中」とされた給付と負担

について「2割負担の対象拡大については反対する。利用者負担はこれまで通り1割負担を基本とし、見直しは極めて慎重に行うべき」との立場を示した。介護保険制度は、低所得者へ十分配慮しつつ、保険料・公費・利用料のバランスが保たれ、給付と負担への納得感や合理性を向上させることが必要だと主張した。

- ・幸本智彦委員（日本商工会議所社会保障専門委員会委員）は、能力に応じた負担の強化を先送りせず進めるよう求めた。鳥潟美夏子委員（全国健康保険協会理事）も、2割負担の対象範囲拡大は不可欠として「これ以上先延ばしにできない課題。今回で確実に見直しについての方向にまとめるべき」と述べた。
- ・今後は個別の調整が行われ、現在検討中の事項も含め、年内の取りまとめに向けて意見書の調整に入る。

※詳細は下記資料をご参照ください。

第132回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和7年12月22日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67690.html

3. 令和8年度予算編成に向け大臣折衝

- ・令和7年12月24日、政府は、令和8年度予算編成に向けた片山さつき財務相と、上野賢一郎厚生労働相の大臣折衝の結果を公表した。ポイントは以下の通り。
(1) 介護報酬改定
 - ・令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施。
 - ・改定率は+2.03%（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））。
 - ・介護職員のみならず、介護従事者を対象に幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
 - ・生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。

※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

- ・上記の措置を実施するため、今回から処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大。
- ・令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○令和 8 年度予算編成に向け大臣折衝

https://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2025/12/20251224.pdf

4.26 年度臨時介護報酬改定、改定率は +2.03% 上野厚労相会見

- ・上野賢一郎厚生労働相は 24 日、片山さつき財務相との折衝後の記者会見で、2026 年度に実施する臨時介護報酬改定の改定率が +2.03% の引き上げとなったことを発表した。
- ・上野厚労相は臨時の介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定について、介護職員の処遇改善などに対応するため、27 年度報酬改定に先行して実施する背景に改めて触れた。臨時的に行う 26 年度介護報酬改定の改定率は +2.03% となる。この臨時的な改定の効果については「介護従事者について月 1 万円、介護職員について定期昇給込みで月最大 1 万 9,000 円の賃上げが可能な水準になる」と述べた。
- ・また、26 年度障害福祉サービス等報酬改定については、改定率を +1.84% とし、障害福祉従事者は月 1 万円、福祉・介護職員は定期昇給込みで月最大 1 万 9,000 円の賃上げが可能な水準と説明した。
- ・介護保険制度の利用者負担 2 割の一定以上所得者の判断基準見直しについては、「第 10 期介護保険事業計画期間の開始前までに結論を得たい」とし、年内に決定せず、来年以降も調整を続ける方針を示した。理由について上野厚労相は、「審議会などで多様な意見が出ていることを踏まえ、意見を整理した上で引き続き調整を進める」との考えを述べた。

※参考資料はございません。